

バルトロメ・カランサ研究の動向

—16世紀スペインにおける異端審問の個別事例として—

林 邦 夫

(1983年10月12日 受理)

Studies on Bartolomé Carranza: Case Study of a Cause by the Spanish Inquisition in the 16th Century

Kunio HAYASHI

スペイン異端審問制は、1478年に教皇による設立許可の大勅書が与えられ、1480年にセビーリャに異端審問所が創設されたことによって成立したが¹⁾、1813年のカディスのコルテスによって廃止され、王政復古期に復活したが、1834年に最終的に終焉を迎えた。このように350年以上の長きに亘って存続した異端審問制によって、多くの人々が様々な罪状によって審問に付され、焚刑・追放など種々の処罰に服した。従って個々の異端審問の事例は無数と云ってよい程に存在するが、その中で異端審問に付された人物が著名であったために、その審問も歴史に名を留めて、後世の研究対象となっている有名な個別事例がいくつかある。本稿で紹介するトレード大司教バルトロメ・カランサ (Bartolomé Carranza, 1503頃—1576) の事例もその一つである。トレード大司教はいわゆる首座大司教であり、スペイン聖界の頂点に位する人物である、と云ってよく、かかる人物が異端の嫌疑をかけられ、審問に付されたのであるから、それが耳目をひく事件となったことは当然である。

本稿では、カランサに対する異端審問〔以下、カランサ裁判と呼ぶ〕を中心として、カランサに関する諸研究を紹介していくが、今日までで最も包括的なカランサ研究を行なっているのはテレチェア=イディオゴラス²⁾であり、本稿でも彼の業績を中心に紹介していくことになる。具体的紹介に入る前に、わが国ではカランサが殆ど知られていないであろうという事情に鑑み、まず彼の生涯を概観しておく必要がある。

I

カランサは、1503年頃ナバーラのミランダ=デ=アルガ (Miranda de Arga) に生まれた³⁾。カラオーラ (Calahorra) の異端審問官であった叔父カランサ=デ=ミランダ (Sancho Carranza de Miranda) に連れられて、アルカラ (Alcalá de Henares) 大学に赴き、サン=エウヘニオ (San Eugenio) 学院でラテン語とアリストテレス論理学とを学んだ (1515頃—1519)。17歳のときにドミニコ修道会に入会し、サラマンカのサン=エステバン (San Esteban) 学院と、バリャドリーのサン=グレゴリオ (San Gregorio) 学院 (1525年入学) で修練を積み、アストゥディーリョ (Diego de Astudi-

llo) の下で神学を修め、グラナーダ (Luis de Granada) と親交を結んだ。1523年亡師の後を承けてサン＝グレゴリオ学院で神学の講義を担当し、同時に異端審問所の顧問にもなった。1539年には研鑽の甲斐あってローマで神学博士の学位を与えられ、引き続きドミニコ修道会総会に出席、9月に帰国し、その後1545年までサン＝グレゴリオ学院の教授として、聖トマス註解・聖書註解を講じる傍ら、異端審問所の検閲官 (censor)、鑑定官 (calificador) としても活躍した。その間、1542年にはクスコ司教職を提供されたが、辞退している。

1545年、帝国代表神学者としてソート (Domingo de Soto) とともに、トリエント公会議に出席、その間、1547年ヴェネツィアで任地不在司教を批判した問題の書『司教の不可欠なる任地定住義務について』(De necessaria residentia episcoporum) を公刊した。48年に帰国し、49年にパレンシアの修道院長に選ばれ、また同年には、王太子フェリーペの聴罪司祭職、カナリアス司教職をカール5世から提供されたが、双方とも辞退している。50年にはセゴビアでの総会でドミニコ修道会のカステーリャ管区長に選出され、51年再びトリエント公会議に参加し、53年帰国して管区長を辞し、教授職に復帰し、また王室付聖堂説教師を兼務した。54年、メアリー1世との婚姻のためにイギリスに赴くフェリーペに随伴し、イギリスの旧教への復帰のために尽力したが、57年にはフランドルに移ってその地のプロテスタント異端の取締にあたった。

1558年2月27日、辞退を重ねた末に説得されてトレード大司教職という栄誉ある地位に就任して帰国の途につき、8月14日にはパリャドリーに戻り、9月21日にはカール5世の薨去に立会い、10月13日にトレードに到着した。59年4月、巡察に出発するが、8月22日、トレラグーナ (Torrelaguna) において異端審問所によって逮捕された。その後、スペイン、次いでローマでの都合17年間に亘る裁判の結果、1576年4月14日に漸く最終判決が下されるが、それから間もない5月2日、カランサは幽閉先の修道院でその生涯を閉じた。

II

本稿の中心となるテレチェアのカランサ研究の紹介の前に、テレチェアに至るまでのカランサ研究の展開を先ず瞥見しておこう。

学問的なスペイン異端審問制史研究の嚆矢を成すのはリョレンテの研究であるが、既に彼の主著『スペインにおける異端審問制の批判的歴史』(1818)の第32～34章が、有名な異端審問の事例の一つとしてカランサ裁判を扱っている⁴⁾。リョレンテはスペイン異端審問制を批判する立場に立っているから、カランサ裁判も不当なものに見做していたと推測されるが、記述の全体的調子は、事実経過の客観的叙述という趣きが強く、著者の見解が強く打出されている訳ではない。

これに対してサインス＝デ＝ブランダ⁵⁾は、カランサ裁判文書の一部、フェリーペ2世の命によって歴史家モラーレス (Ambrosio de Morales) の作成したカランサ事件の記録、ローマへの裁判移送を訴えた教会法学者アスピルクエタ (Martin de Azpilcueta) のフェリーペ2世宛の覚書を活字化するとともに、カランサ裁判に対して鮮明な評価を下した。彼はまずカランサ裁判の原因として、①

トリェント公会議でカランサの該博な学識によって影を薄くされ、また司教の任地不在を批判したカランサの意見を憎悪した人々の敵意、②ドミニコ修道会内部での役職と学問的優位とをめぐる競争で敗れた修道士の嫉視と敵愾心、そして最も主要な原因として、③多くの者が望んでいたトレード大司教職に就いた者への敵意、を挙げている⁶⁾。次いで、カランサを陥れた人物として異端審問長官バルデス (Fernando de Valdés, 本稿ではバルデス姓の人物が2人登場する。以下、単にバルデスと表記した場合は異端審問長官のバルデスを指すことにする) とドミニコ修道会士カーノ (Melchor Cano) を挙げ、前者はカランサが任地不在を批判したこと (バルデスは任地不在のセビーリャ大司教であった)、自らが望んでいたトレード大司教職をカランサに奪われたこと、後者はカランサが学問上の競争者であったこと、カランサが彼の管区長選出に反対し、選出されるとローマの総会長に働きかけてこれを無効にさせたこと、によって夫々カランサを敵視していた、とする⁷⁾。そしてカランサへの敵意を共有する両者は、前者が後者にカランサの著書『公教要理註解』(1558)〔以下、『註解』と略記〕の検閲を依頼したことによって手を組み、カランサの失脚を図ったのだ、と主張するのである。このようにサインスはカランサ裁判を一種の謀略と見る訳で、従ってカランサの信仰についても当然、正統説をとっているが、その際彼が根拠としているのは、裁判前のカランサの行動 (イギリスでの旧教復活やフランドルでの異端撲滅に対する尽力など)、『註解』を異端書としなかったトリェント公会議の決定、物故直前のカランサの告解、である⁸⁾。

以上のサインスの見解と真向から対立するのは泰斗メネデス＝ペラーヨである⁹⁾。彼は自らが会長を務めた「王立歴史学会」(Real Academia de la Historia) に1875年に寄贈されたカランサ裁判文書の写本 (全23巻) を史料として記述をすすめているが、その結論部分¹⁰⁾によって彼の主張を見ていこう。彼はまず、カランサ正統説を申立てたドミニコ修道会やトレード聖堂参事会の挙げる理由は、カランサは謙虚で穏健な善き修道士であった、といった類の取るに足りないものである、と一蹴する。次いで顧慮に値する弁護理由として、イギリスやフランドルでの活動、異端者を改心させ異端書を焚書処分にしたこと、トリェント公会議におけるカトリック的意見の表明などを挙げるが、プロテスタントとの交わりの始まったカランサが、それ以後に考えを変えなかったことを、これらの事実が保証する訳ではないとして反駁する。

こうしてカランサ擁護論に反論した後、カランサ及びカランサ裁判について自説を開陳する。メネデスは、カランサが、ルター的内容の命題を書き、教え、説いた、と断じ、その証拠としてグレゴリウス13世の最終判決、カーノやソートによる検閲報告、カランサ自身の発言 (救いにとって業なき信仰のみで十分である。キリストの贖罪によって我々自身の贖罪は不要となった、など)、弟子たちにフワン＝デ＝バルデス (Juna de Valdés) の『神学的考察百十篇』(La cento e dieci divine considerazioni, 1550) をテキストとして与えたこと、などを挙げている。かかるカランサ評価から、当然カランサ裁判にも肯定的な立場がとられる。カランサの言動から見て、彼を裁判にかけ十分な理由があったといえ、裁判は全体的に見て正当であった。バリャドリャやセビーリャで異端が燃え熾っている時に、カランサの如き異端者を高位聖職に据えておくことは、スペインのカト

リズムにとって危険なことであった、などと述べ、「スペインにプロテスタンティズムが生まれた時に、これを抹消し、撲滅させたという榮譽を担っている」としてバルデスを称揚するのである。

サインスとメネンデスによってカランサとカランサ裁判をめぐる学説は出揃った、といってよい。それは単純化していえば、カランサ=正統・カランサ裁判不当説と、カランサ=異端・カランサ裁判正当説である。その後の諸研究も大別すればこの何れかの立場をとっている、といってよく、例えば大著『スペイン異端審問制史・四巻』(1906—07)を著わしたリーは、カランサ裁判にかなりのスペースを割き、基本的にサインス説に与している¹¹⁾。

以上の四つの研究書の後に、論文の形でカランサに関する研究が数篇発表されているが、筆者が参看出来た2篇についてのみ紹介しておく。一つはバリェジの論稿で¹²⁾、カーノによる『註解』の検閲報告を紹介して、それがカランサのルター主義的・アルンプラード派的傾向を指摘しているとし、バリェジもその評価を肯定している。もう一つはベルトラン=デ=エレディアの論稿で¹³⁾、曾てカランサに好意的な検閲判定を下しながら、裁判のローマ移送後にその判定を撤回し、カランサに不利な判定を改めて下したグラナーダ大司教ゲレーロ (Pedro Guerrero)、マラガ司教ブランコ (Francisco Blanco Salcedo) など5人の聖職者の件を扱っている。ベルトランは、この撤回が在ローマ国王使節スニガ (Juan Zúñiga) の進言が契機となり、異端審問会議 (Concejo de la Inquisición) の指示を受けた2人の聖職者による説得によって実現されたことを明らかにする。5人の聖職者の再判定報告はローマに送付されたが、教皇はこれを採用せず、改めて教皇から5人の聖職者に検閲が依頼され、三たび検閲がなされたがその内容は二度目と実質的な変化はなかったという。ベルトランは、かかる外的要素の介入がローマでの裁判を紛糾させ、判決を遅延させ、またこれによって信仰の問題が政治の問題に変化し、教皇はカランサが信仰上有罪であるかどうかよりも、むしろ判決が如何なる政治的影響を及ぼすか、に囚われてしまう結果となった、と結んでいる¹⁴⁾。

III

以上、テレチェアより前のカランサ研究の展開を概観したが、以下ではこれらの諸研究を承けて、遙かに壮大な規模でカランサ研究を展開したテレチェアの業績を紹介していく。テレチェアのカランサ関係の著作(論文・研究書・論文集・史料公刊など)は、筆者の把握した限りでは82篇に上る¹⁵⁾。このように多数であり、しかもそれが多種の雑誌等に掲載されているため、そのすべてを参看することは困難であり、筆者の参看し得たのも68編に留まっている。従ってここでの紹介もこの68篇に限らざるを得ない¹⁶⁾。テレチェアのカランサ関係の著作は多数であるのみならず、内容的にも多岐に亘っているが、便宜的にこれらを、カランサ裁判文書の公刊、カランサの著作の活字化と研究、カランサをめぐる諸人物についての研究、カランサの生涯の諸時期に関する研究、とに分類し、紹介していきたい。

〔1〕 カランサ裁判文書の公刊

カランサに関する史料として最も重要なものは、カランサ裁判文書である。スペイン国内でのカランサ裁判の記録は、裁判の移送と同時にローマに送られてしまい、またローマでの裁判記録は勿論ローマに存在するので、カランサ裁判文書の原本全体は現在ローマのヴァチカン図書館 (Biblioteca Vaticana) に未公開のまま所蔵されている。しかしスペイン国内での裁判記録については、その写本が現在マドリードの「王立歴史学会」に所蔵されており、テレチュアは主としてこれを底本として、裁判文書の一部を公刊している¹⁷⁾。写本は全23巻から成るが、第5巻が欠本で、第13巻は第12巻の不完全な写しであり実質的には全21巻から成るといってよく¹⁸⁾、その内で刊行されているのは6巻 (内2巻は一部分のみ) である。このようにカランサ裁判文書はスペイン国内での裁判に限って見ても、歴大な分量を有しており、カランサ研究の基礎的史料となっているのである。そこで以下では、裁判文書の刊本を見ていくことによって、カランサ裁判の一端に触れてみたい。

(1) 第1巻 (写本第12巻)。裁判が本格的審理に入る前、カランサは裁判の最高指揮者たる異端審問長官バルデスと2人の異端審問官を忌避した¹⁹⁾。バルデスは、1559年10月15日忌避申立を審理する法廷の設置を決め、カランサと検察官カミーノ (Camino) にこの法廷の裁判官を指名するよう命じ、前者はインディアス会議聴訴官 (Oidor del Concejo de las Indias) サルミエント (Juan Sarmiento) を、後者はバリャドリー高等法院聴訴官 (O. de la Chancillería de Valladolid) イスンサ (Juan Isunza) を指名し²⁰⁾、この2人の裁判官によって審理が進められ、1560年2月にカランサの申立を承認する決定が下された。以上の忌避申立をめぐる審理が第1巻 (全3部) の内容である。第1部は訴訟の法的審理に照応するすべての書類を年代順に配列してあるが、この中には、25項目から成るバルデス忌避理由の申立 (10月7日)、これに対するバルデスの回答 (10月18日)、異端審問官ペレス (Dr. Andrés Pérez) とコボス (Diego de los Cobos, アビラ司教) に対する忌避申立 (10月24日)、それに対する両者の回答 (10月25日)、カランサの申請した証人に対する検察官の非難 (tachas) (11月3日) などの書類が含まれている²¹⁾。

第2部は、カランサが申請した全証人の証言を収録している。順序は日付順ではなく、証言が聴取された場所毎にまとめられて配列されている。証言は、1559年10月24日にカランサ側が提出した27項目及び追加3項目の都合30項目の尋問²²⁾ (バルデスのカランサに対する敵意・偏見を立証する内容となっている) のすべて或いは一部に対する回答という形式をとっている。10月25日にカランサの提出した証人リスト²³⁾は総勢56人に上り、ポルトガル王妃フワナやベナベンテ (Benavente) 伯などの貴人から、一介の修道士に至るまで多種の人々を含んでいるが、証人リストに載っていない人々にも当局の判断で尋問がなされたため、ここには合計65人の証言が収録されている。

第3部は、1554年の異端審問制に関する覚書 (異端審問長官としてのバルデスを批判し、異端審問制の改革を主張する内容の文書で、カランサはカミーノがこれを彼に手交し、彼がフェリーペ2世に上呈した、と主張した) をめぐる、カミーノ、カランサ、フェリーペ2世の陳述、この文書に関するカランサ側証人に対するカミーノの非難、これに対するカランサの応答 (1560年1月29日) な

どの一連の文書²⁴⁾、逮捕以前のバルデスや異端審問会議との折衝などに関するカランサの上申書²⁵⁾ (1560年1月5日)、大司教バルデスに対するセビーリャ聖堂参事会の苦情を記した文書²⁶⁾ (曾てカランサに手渡されたもので1月5日にイスンサに提出された)、バルデス (1560年2月23日)、コボス (2月24日)、ペレス (2月26日) に対する忌避を承認する判決²⁷⁾などを含んでいる。

(2) 第2巻 (写本第1巻, 第9巻 [一部分], 第10巻)。ここには検察側の提出した有罪立証証言 (testificaciones de cargo)、鑑定書などが収載されている。証言の日付は、1559—64年に亘っているが、その殆どは62年6月までのものであり、証人数は、総計214人である。これらの証言の他に、検察側提出の証拠書類として、カランサのバリャドリーでの説教 (1558年8月21日)、押収されたカランサ所持の文書の一覧表 (1559年9月1日付)²⁸⁾、なども収録されている。

(3) 第3巻 (写本第11巻)。第2巻の検察側証言に対して、第3巻はカランサ側の反対証言 (証言の日付は1562—64年に亘っている) から成る。3部構成で、第1部は、保証証言 (t. de abonos) であり、これは証人が被告の日常生活や信仰を保証して、間接的に検察側の起訴に反駁するという訴訟手続である。1561年6月26日付で、101項目の尋問事項と50人の証人の名前がカランサから提示され²⁹⁾、これらの尋問事項に対する証人の回答が証言として収録されているのである。第2部は間接証言 (t. de indirectas) であり、これは尋問に対する証人の回答によって間接的に起訴を阻むという、異端審問特有の訴訟手続である。61年6月30日付で、47項目の尋問事項と証人名が、更に追加として6項目の尋問事項と証人名が提示され³⁰⁾、これに従って尋問がなされ、39人の証人が回答している。尋問事項は、義化、煉獄の存在、業、教皇、ミサ、祈禱、聖人崇敬などの神学的問題、皇帝薨去の際の立会い、トリエント公会議への参加、説教の内容など多方面に及び、これによってカランサは、起訴内容を構成すると予想される諸事項の無効化を図っているのである。第3部は、非難証言 (t. de tachas) であり、これも異端審問特有の訴訟手続である。異端審問では、告発者や証人の名前は被告には知らされない。そこで被告は告発者・証人であろうと推測した人々を挙げ、彼らが被告に対して憎悪・敵意・忿恨などを抱いていることを立証して、彼らの証言の無効化を図るのが、非難証言の手続である。具体的には告発者・証人と推測した人々に関して、他の人々に尋問を行なって、上記の事柄を立証する、という形式をとる。カランサの場合には、25人の証人に対して27項目の尋問がなされている³¹⁾。

(4) 第4・5・6巻 (写本第2巻 [一部分])。裁判の中核を成す審問 (audiencias) に関する文書を収録している。第1～3巻が訴訟の内実を構成する証言を主として収録しているのに対して、第4～6巻はそれを基にした、検察被告双方の具体的訴訟行為を含んでいる。刊本では全7巻以上になる予定であるというが、現在までに3巻が公刊されている。これによって裁判の進行を少しく詳細に見ていこう。

司教に対する裁判権は教皇に専一的に帰属しているが、1558年1月7日付のパウルス4世のバルデス宛の小勅書³²⁾は、彼に司教審問権を譲与しており、カランサに対するスペイン国内での裁判は、これを根拠として実施されたのである。所が59年8月19日にパウルス4世が没し、この権限譲

与が自動的に失効する危険が生じたため、スペイン側の要請を容れて、後任のピウス4世が前任者の上記の小勅書の内容を確認する小勅書（1560年2月24日付）³³⁾を発給し、これを受諾したバルデスはカランサ裁判を担当する4人の異端審問官を任命するが³⁴⁾、これはバルデス忌避の承認によって宙に浮いてしまう。裁判の迅速な進行を図るため、ピウス4世はフェリーペ2世に対してカランサ裁判を担当する異端審問官を任命する権限を与え（5月5日）³⁵⁾、これに基づきフェリーペはサンティアゴ大司教スニガ=イ=アベリャネーダ（Gaspar de Zúñiga y Avellaneda）を任命し、大司教はこれを受諾した（1561年3月13日）³⁶⁾。5月13日、大司教は代理裁判官（juez subdelegado）として、パレンシア司教エルナンデス=デ=バルトナード（Cristóbal Hernández de Valtonado）とコルドバ副司教シマンカス（Dr. Simancas）を任命し³⁷⁾、実質的な裁判はこの両者が担当することになった。

次にカランサの弁護士（abogados）には、異端審問所付弁護士モラーレス（Dr. Morales）の他に、カランサの選定したサンタンデル（Dr. Santander, 61年6月1日受諾）、デルガード（Dr. Delgado, 6月6日着任）、ナバーラ（Dr. Navarra=Martín de Azpilcueta, 8月16日着任）の都合4人になった³⁸⁾。

こうして、裁判官と弁護人の陣容が整った後、1561年9月1日、検察官ラミーレス（Geronimo Ramírez）によって、31項目に亘って罪状を列挙した第1回の起訴がなされた³⁹⁾。カランサはこれに対して直ちに口頭で反論し、9月15日には文書によって再度反論し、また同日付で弁護人の意見を容れて再び抗弁書を提出し、裁判官に起訴内容を認めぬよう請願している⁴⁰⁾。

1562年6月8日には、異例のことであるが、カランサの要求を容れて検察側証人のうち49人が公開され、31項目の起訴事項の根拠となった彼らの証言がカランサに伝えられた⁴¹⁾。カランサは同日直ちに反論を加えているが⁴²⁾、8月17日にはより詳細な抗弁書を提出している⁴³⁾。また同日には、31項目の起訴事項に逐一反論した長文の抗弁書も改めて提出している⁴⁴⁾。これに対して逆に検察側は、8月20日付の書類でカランサ側の35人の証人を一人ずつ批判したが、カランサは25日に口頭と文書の双方で反批判を加えている⁴⁵⁾。

ラミーレスとカランサの応酬の続く中で、9月30日、16項目の罪状を列挙した第2回の起訴がなされたが、カランサは11月3日、これに対して項目毎に逐一反駁すると同時に、翌日裁判官に対してこの起訴内容を認めぬよう請願している⁴⁶⁾。検察側は追討ちをかけるかのように、11月12日、カランサの「草稿ノート・第7号」（cartapacio séptimo）に関する鑑定書（calificación）を裁判官に提出したが、そこでは81箇所が異端の嫌疑ありとして抽出されており、ラミーレスはこれを基に、同日、第3回の起訴を行なった⁴⁷⁾。更に1563年3月8日には、『註解』に関する鑑定書（2月7日付。174箇所を問題箇所として指摘）を根拠として第4回の起訴を行ない、続いて3月23日には「草稿ノート・第5号」（ca. quinto）に関する鑑定書（2月28日付。42の問題箇所を指摘）を基に第5回の起訴を、3月30日には「草稿ノート・第1号」（ca. primero）についての鑑定書（3月24日付。47の問題箇所を指摘）を受けて、第6回の起訴を行なっている⁴⁸⁾。以上の第1～6回の膨大な起訴条項

を整理する形で、4月2日には検察側が総括的陳述書を提出した。ここでは、義化、煉獄、救いの確実性といった主題についてのカランサの見解や「キリストは律法者ではない」などのカランサの命題を、23項目に纏めて呈示し、それらが異端的であると断定を下している⁴⁹⁾。

カランサの主著『註解』については、既述のように1563年2月7日付の鑑定書があるが、実は既に1558年11月14日にラミーレスから、ソート、カーノ、クエバス (Domingo Cuevas) といった神学者に対して検閲 (censura) の依頼がなされ、これによってソートの検閲報告書及びカーノ、クエバスの共同検閲報告書が作成・提出されており、これらが1563年4月2日になって裁判官に証拠として提出された⁵⁰⁾。

ソートの検閲報告書は⁵¹⁾、『註解』の91箇所を摘出してそれに評価を加えているが、その冒頭では、カランサの命題は匡さるべきではあるが、彼がいわんとした意味は穩健であり、その意図はカトリック的以外の何物でもない、とする同情的ともとれる評言を述べている。これに比して、カーノ、クエバスの共同検閲報告書⁵²⁾は、冒頭の総合所見で、『註解』が「多くの理由からキリスト教徒人民にとって有害である」と断定して七つの理由を挙げ、最後に『註解』が「由々しき命題、恐れを知らぬ命題、聞くに堪えぬ命題、誤った命題を含んでいる」として、その実例として142箇所を抜粋し、評釈を加えているのだが、それは検閲人の執念を感じさせるまでに執拗で詳細である。

カーノとクエバスの検閲報告書をもって、刊本の既刊部分は終っている。以上の6巻が公刊されるのに20年近い歳月を要しており、未刊の写本が相当残っていることを考えると、写本のすべてが公刊されるかどうかすら覚束ないといってよく、またたとえ公刊されるにしても相当の日月を要するものと予想される。しかもそれはローマでの裁判の記録を全く度外視してのことなのである。これを思えば、カランサ裁判の全貌が克明に明らかにされる可能性やその時期についての見通しなどは、推測の域を超えているというのが正直なところであろう。しかしともかくも、精力的なテレチェアによって、できるだけ多くの裁判文書が公刊され、利用し易い形で提供されることを囑望したい。

〔2〕 カランサの著作の公刊とその研究

カランサ裁判の最大の争点が、カランサの信仰が異端的なものであったか否か、という点であることは勿論である。その判定のためには多くの証人の証言、鑑定書、検閲報告書など様々な文書を含む裁判文書の分析が不可欠であることは論を俟たないが、それと並んでカランサ自身の著作の分析が有効な方法であることは異論の余地がなかりう。この点に関しても、テレチェアは精力的にカランサの著作の発掘に努め、それを活字化し、検討を加えている。以下では、これらのカランサの著作を、説教、神学的著作、司牧的著作、『註解』に大別して、順次見ていきたい。

(1) 説教

(A) トリエント公会議における説教⁵³⁾。①聖マタイに関する説教 (1548)。公会議に参加していたスペインの司教たちに対して行なったラテン語の説教である。使徒の職の創設は、神の選び (ヨハネ伝, 15・16) と、それに対する人の応え=現世の放棄 (ルカ伝, 5・28) による。聖職者の墮落

や奢侈な生活に象徴される如く、現在欠けているのは現世の放棄であり、これがプロテスタント側からの攻撃に口実を与えている、として教会改革への志向を明らかにし、それが教会の原初形態に戻ることによって実現される、と説く。その際、導きの糸となるのは、一切を捨ててイエスに従った取税吏レビすなわち聖マタイについての事蹟（ルカ伝、5）である。②神殿からの商人の追放についての説教（1552）。現在の教会が、貪欲（avaricia）、野心（ambición）、聖職売買（simonía）によって、盗賊の巣窟と化していると教会の腐敗を衝き、キリストの神殿への到来と、そこからの商人の追放（ヨハネ伝、2・14—16）を題材として、改革を訴えている。③聖ヒエロニムスに関する説教（年代不明）。ヒエロニムスの生涯を範として引きながら、予測もせぬ間に訪ずれるかも知れない死への準備を最後のときまで放置しておくことはできない、とスペインの高位聖職者たちに呼びかけ、彼らが直ちに奮起して教会の弊害を除去するよう促している。④愛の掟に関する説教（年代不明）。愛には、隣人愛（人間的・自然的・肉的愛）と、対神愛（神的・キリスト的・超自然的・霊的愛）とがあり、この二つの要素の統合が必要である、と説いている。

テレチェアは以上の四つの説教に「改革者の熱望」（*aspiraciones reformistas*）を読み取っている⁵⁴⁾。

(B) イギリスでの説教⁵⁵⁾。①無原罪の宿りの日の説教（1554年12月8日）。聖母の清純性・神聖性を説く。②四句節の第三日曜日の説教（1554年3月17日）。「ルカ伝」第11章第26節を素材として、異端再犯について述べ、真の悔悛を訴えたものであり、イギリスをカトリック教会に再統合しようとする当時の動きに照応している。カランサは聴罪司祭は、裁治者であるとともに、医師・助言者であるとし、穏和な再改宗策を説いている。③1555年7月21日乃至1556年7月12日の説教。キリストの慈悲を、国王の慈悲と結びつけ、神の無限の慈悲は裏切者をも赦すのであり、これに倣い人々の悲惨を知り、それを救うのが国王や高位聖職者の義務である、と説く。これも異端者に対する穏便な対策を唱えたもので、当時のイギリスの現実を反映している。④1555年6月29日の説教。キリストを神・人として、また救世主・メシアとして認めることがキリスト教の根本であり、キリストが聖ペテロに首席司教の地位を与えたのも、彼がイエスをキリストと認めた信仰に基づいている。ペテロは、かくして教会の頭、礎となった。それ故ペテロの後継者たる教皇をも信ずべきである。何故なら、悪しき教皇はいたが、信仰において誤謬を犯した教皇は一人もいないのだから、と述べて、教皇不可謬説に同意している。

(C) バリャドリーのサン＝パブロ修道院における説教（1558年8月21日）⁵⁶⁾。この説教は既述の如く、裁判文書の刊本第2巻に収録されているが⁵⁷⁾、この説教を聞いた2人のフランシスコ修道会士が、23日異端審問官の面前に出頭して、その内容がバリャドリーのプロテスタントグループに好意的で有利なものであった、と告発した⁵⁸⁾ことがカランサ逮捕の一因となった、という点において重要なものである。しかし一方では「この説教はこの時代のために私が望んでいた類のものであった。長い異端者の考えていたことを論破しており、非常に重要なものであった」というイエズス会総長ボルジャ（Francisco de Borja）の好意的な評言もあり⁵⁹⁾、当時から意見が分れていたが、テ

レチェアは、説教には異端的なところは全くない、としてカランサを擁護している。だが、異端摘発で湧き返っていた当時のバリャドリーにおいては、それが不調な響きであったことは認めているのである⁶⁰⁾。

(2) 教義的著作

(A) 「義化論」(Articulus de justificatione, 1546)⁶¹⁾

義化に至る準備として、信仰、希望、対神愛、痛悔、が挙げられているが、重要なのは業と義化との関係である。カランサは、「誰も第一の義化を自らの業の功德から (ex merito suorum operum) 把む訳でないことは、パウロがローマ人及びガラテヤ人への手紙で明らかにしている。しかし第二の義化、つまり義化の増大のためにはたとえ外的であろうと善き業 (bona opera) が必要なのである」と述べる。つまり義化を完全なものとするためには、業が必要であることを認めており、「信仰のみ」を唱えるルター主義とは明確に異なっている。カランサによれば、業は義化に先行して神の慈悲を引寄せることによって我々を義化へと導くことができ、義化に後続してそれを完成させることもでき、信仰、希望などと同じく義化に随伴することもできる、という。

(B) 「聖寵の確実性について」(Articulus de certitudine gratiae, 1546)。カランサは、トマス・アキナス、聖書、諸教父などから、聖寵に関する箇所を引用し、更にトリエント公会議での定義にも触れ、最後に自説を披擲している。それによれば、聖寵の絶対的確定性は特別の啓示のみによって獲得できるのである。我々の霊の安寧のためには、それとは異なる心的確定性で十分なのであり、悔悛の行為、秘蹟の利用、善き懺悔などによってそれに到達できる、という。

(C) 「神言と教会及び正義の霊との神秘的結婚について」(Tractatus de mysticiis nupticiis verbi divini cum ecclesia et animabus iustorum, 1560以降)。ここでは、聖子(=キリスト)と人間性、教会、教会の成員との結合が論じられる。キリストと人間性とはマリアの胎内で神秘的結婚を行なう。この結婚が完成したときに、教会との結婚が始まり、十字架において完成される。個々の人間とキリストとの霊的結婚は教会の胎内においてのみ実現される。そして最後に、キリストと勝利の教会との永久の結婚がなされるのである。かかる考えは、テレチェアによれば、ジェルソン (Jean de Gerson) に類似している、という。

以上の(B)、(C)⁶²⁾についてテレチェアは、次の諸点を強調している。すなわち、第一に、思弁神学ではなく実践神学への傾向が明白なこと、第二に、博引傍証が著者の並々ならぬ該博な知識を示していること、第三に、聖書や諸教父の著作への愛着が著者の思想と教会の伝統的思想との強固な結びつきを生み出していることなどである⁶³⁾。

(D) 「詩篇第122 [123] 篇註解」

(E) 「詩篇第141 [142] 篇註解」

以上の(D)、(E)⁶⁴⁾は、カランサが獄中で執筆したものであり、そこには友人の援助を断たれ孤立したカランサが「この世の援けを期待せず」、ただ神の援けのみを希求して「声を出して主に呼ばれる」姿が投影されている。

(F) 「ミサの犠牲についての意見」(1551年12月19日)⁶⁵⁾。トリエント公会議で3時間に亘って表明した意見(voto)であるが、これは第1回起訴第10項の訴因となっている。それによれば、カランサはミサが犠牲ではない、とするルターの見解に与している、というのである。この問題についてテレチュアは、トリエント公会議におけるカランサの立場は正統的なものであった、という立場をとるが、この意見の草稿は残存していないので、次の二つの方法で自説を裏付けようとしている。すなわち、第一は、間接証言の尋問事項の第2項がこの意見に関するものであり、これに対する証人の証言の検討である。その結果は、10人以上の証人がカランサの正統的立場を確認している、という。第二は、ミサを扱ったカランサの他の著作の検討であり、取上げられているのは、①「聖トマス註解」(1533)、②「トリエント公会議での意見の概略」(1551)、③「ミサ聴聞のための指示」(1555)、④『註解』(1558)、⑤「トリエント公会議修正意見」(1565頃、1572)、である。①には内容の相当異なる二つの草稿が現存するが、テレチュアはこの両者を活字化するとともに、それらがミサの犠牲的性格を肯定している、と述べている。②ではミサは生者と死者とによって奉献される真の犠牲であるという主張、ルターのミサ観への論難、最後の晩餐の犠牲としての性格の肯定、などが見られる、という。③はロンドンでのフェリーペの宮廷用に作成されたものであり、テレチュアはここから何箇所かを引用して、カランサの神学的潔白を証明している。④は後出。⑤は「ミサ犠牲論」(Articulus de sacrificio Missae, 1552)を書直した二つの草稿であり、②と殆ど同様な内容から成る。

以上の著作の検討から、カランサのミサ論は完全に教会の伝統に根差しており、ただ副次的にのみ聖書の議論に依拠しようとする傾向を示すにすぎない、とテレチュアは結論づける⁶⁶⁾。

(G) 「新約と旧約との差異について」(De differentia Novi et Veteris Testamenti)

(H) 「律法と福音との相違について」(De discrimine Legis et Evangelii)

(I) 「霊と文字について」(De spiritu et Littera)

(J) 「キリスト者の自由について」(De libertate christiana)

(K) 「キリストの王国は霊的である」(Regnum Christi est Spirituale)

(L) 「信仰の義化についてプロテスタントを駁す」(Contra protestantes de iustificatione fidei)

以上の六篇の小品⁶⁷⁾はカランサの「草稿ノート・第7号」に含まれているものである。(H)~(K)は従来はナバーラ作品であると考えられてきたが、テレチュアはカランサのものと判定する。しかしこれらが厳密な意味でカランサの作品といえるかどうかは問題がある。テレチュアによれば、これらはすべてメランヒトンの『ロキ(神学要論)』(1521)からの引写しであるからである。これを示すために、テレチュアは両者を対比して活字化している。しかし全くの転写ではなく、聖書からの引用部分の淘汰・要約、重要でない部分の削除などによって、一般にカランサの文章の方が短かく、その他にカトリック側から見て不適切・不穏当な語句・章句の削除・改変・訂正、アウグスティヌスなどに依拠した補足の付加などの形で手が加えられている。テレチュアによれば、これらの小品は、トリエント公会議においてカランサが教皇の閲読許可を得てメランヒトンの著作を読み、そこ

から転写し、修正・付加を施したいわば公会議の公認文書なのであり、かかる作業は、トリエント公会議が当初は新旧両教会の調停を目的としていたという事実から理解するべきである。以上の如く、これらの作品の成立事情を明らかにしたテレチェアは、スペインの異端審問所がかかる事実に気づかず、これらの一部を取上げて批判したことを、見当違いの不当な批難と見做すのである⁶⁸⁾。

(3) 司牧的著作

(A) 「教会制度論への付録—教会財産の利用について—」 (*Appendix ecclesiasticae hierarchiae in qua diseritur de usu bonorum ecclesiasticorum, c.1574*)⁶⁹⁾。カランサは、教会財産の伝統的四分割論について述べた「教会制度論」(1551頃)に関連して1565年頃に改めて長い覚書を執筆し、1574年頃にこれを最終稿として纏めたが、それがこの論稿である。カランサは広義の教会財産を、①家産—司教遺産・寄進財産、②半家産的財産—聖務執行による収入、③狭義の教会財産—十分の一税・奉献物、に分類し、このうち③について論述する。まずこの財産の所有者であるが、これは教会そのものであり、高位聖職者は管理者にすぎない。この財産は、①聖職者の収入、②教会の建設・維持、礼拝などの費用、③貧民・巡礼の救済資金、④キリスト教徒捕虜の身代金、に四分割されて使用される。このような四分割使用が教会の伝統であるが、実際にはこれが順守されず、聖職者による不正消費や略取が行なわれており、カランサが改めて四分割論を提示したのも、かかる教会の腐敗に対する憂慮からに他ならない。

(B) 「教会制度論—戦う教会の司祭の職務について—」 (*Hierarchia ecclesiastica, in qua describuntur officia ministrorum Ecclesiae militantis, 1552, 1563加筆*)⁷⁰⁾。カランサはまず司牧に必要な条件として、信仰、愛、高潔、知識、そしてそれらが前提となる聖職の正当な取得を挙げ、次いでその役割を「ヨハネ伝」第10章を根拠として、群(=信徒)を養い治めることであるとする。とくに司教については、祈禱、犠牲奉獻、説教、秘蹟執行、裁判遂行、教区巡察、信徒の監督、司祭・司教補の任命、聖別、祝別、といった具体的業務を挙げて、その役割を明らかにしている。カランサがかかる論文を著わした背景には、当時の聖職者が職務 (*officium*) を顧みずに聖職禄 (*beneficium*) を食欲に追求していた、という風潮があった。彼は、かかる堕落を前にして異端者の如く教会から離脱するのではなく、その中であって改革を志向するが、それは新しい形式の探求ではなく、最初の形式への復帰であった、とテレチェアはいう⁷¹⁾。

(C) 「トレード大司教区巡察規則」 (*Forma visitandi dioecesim Toletanam, 1558*)⁷²⁾。トレード大司教職就任を受諾したカランサが自己の教区の巡察計画を纏めたものである。内容は、まず巡察が司教の基本的義務の一つである、と規定した後に巡察の順序について記し、次いで教会・聖職者に対する巡察をとくに聖堂区主任司祭に重点をおいて述べ、次に教区民に対する巡察へと移っている。テレチェアはこの著作が、ジェルソンの著作やケルン公会議の決定(1536)の影響をうけ、逆にイギリスの教会会議の決定(1555—56)、ミラノの教会会議の決定(1565)に影響を与えていることを、これらの原文を対照表にして示して指摘している。そしてまた「司教の使命についてのカランサの崇高な理念が、巡察の綱領の逐一を生氣と熱気で充たしている」と述べて、この実務的内容の著作

にも、カランサの聖職者としての秀れた資性の反映を看取しようとするのである⁷³⁾。

(4) 『キリスト教公教要理註解』 (Comentarios sobre el Catechismo christiano, 1558)⁷⁴⁾。

1558年アントウェルペンで出版されたカランサの主著である。既述の如く、バルデスはこの書物の検閲をソート、カーノらに依頼し、その検閲報告書を根拠の一つとして逮捕に踏切り、また1559年作成の『禁書目録』 (Indice de libros prohibidos) にもこれを含めている。『註解』は4部から構成され、第1部は、我々が信ずべき事柄を教会が要約した信仰箇条 (artículos de la fe)、第2部は、我々が神や隣人に対して行なうべき事柄が要約された十誡 (diez mandamientos)、第3部は、神が我々の霊に子の受難を通して作用を及ぼすための手段である七秘蹟 (siete sacramentos)、第4部は、キリスト教的生活の行為を、夫々扱っている。第1部では、使徒信経 (12箇条) を三つの部分に分け、(A)①三位一体の第一の位格、(B)②三位一体の第二の位格、③キリストの肉化と生誕、④キリストの受難と死、⑤キリストの古聖所下りと復活、⑥キリストの昇天、⑦公審判、(C)⑧聖霊の位格と教会の聖化、⑨カトリック教会は唯一つである、⑩罪の赦し、⑪肉の復活、⑫永遠の生命、という形にまとめ、註解を加えている。第2部では、「申命記」第5章、「出エジプト記」第20章を典拠として、十誡を示し、解説を加えているが、十誡の形は、より新しい形である「申命記」における形式をとっている。第3部では、洗礼、堅振、聖体、悔悛、終油、品級、婚姻の七秘蹟を、この順序で、第4部では、三つの主要なキリスト教的生活の行為としての祈禱、大斎、喜捨を同じくこの順序で論じている。

テレチェアは、『註解』の根底には真のキリスト教化、つまり真率な回心の必要性の主張がある、と見る。回心の基本は信仰であるが、信仰の本質は、キリストの贖罪を深刻に個人として受入れることであり、その際キリストは何よりも贖主、次いで律法者・審判者として位置づけられることになる。かかる点から、『註解』の中枢にはキリスト中心主義 (Cristcentrismo) がある、とするのである⁷⁵⁾。

『註解』と他の文献との関係について見ると、『註解』における引用は聖書が圧倒的に多く、次いで諸教父 (その中ではアウグスティヌスが断然多い)、教父以外ではトマス・アクィナスが殆ど唯一人引用されており、後続の文献との関係では、『トリエント公会議公教要理』 (1566) への影響が認められる、という⁷⁶⁾。これが正しいなら、カトリシズムの主要な公的公教要理が、スペインで異端書として弾劾された書物の影響を被っている、という興味ある事実が判明したことになる。

テレチェアは、『註解』についてこの他に、①国王による印刷許可の問題⁷⁷⁾、②『註解』のカランサ自筆の訂正の問題⁷⁸⁾、を扱っている。①は1557年6月6日付 (ロンドン) と7月27日付 (ブリュッセル) の二つの『註解』出版許可があることを指摘し、前者では『註解』の他に『キリスト教原理』という表題で予定された作品にも許可が与えられていること、後者ではこの許可がアラゴン王国にまで拡大されていること、を明らかにしている。

なお、『註解』についてのテレチェアの啓蒙的内容の講演 (1972年5月8日) も公刊されている⁷⁹⁾。

〔3〕 カランサをめぐる諸人物に関する研究

カランサと様々な仕方で関わりのあった人物の数は多数に上り、これらの人物とカランサとの関係の解明が、カランサ研究に裨益することはいうまでもない。そこで以下では、かかるテーマに関するテレチェアの研究を人物毎に分けて紹介していくことにする。

(1) ラス＝カサス (1476—1566)⁸⁰⁾。カランサが1542年クスコ司教職を提供されたとき、同じ修道会に所属するラス＝カサスは受諾するようカランサを説得することをインディアス会議から命じられ、これが機縁で2人は知己となった。その後、カランサが1541—42年のインディオ問題のための審議委員会や1550年の有名なバリャドリー会議に列席していたことから、両者の関係は深まっていったらしい。両者を接近させた一因として、新大陸への共通の関心がある。カランサは1540年の聖トマス註解の中で、インディオ問題を扱い、スペイン王はインディオから支配権を剝奪する権利はない、としてラス＝カサスと類似のインディオ擁護論を展開しているのである。

かかる縁故から、ラス＝カサスはカランサ裁判文書に4回登場してくる。第1回 (1559年11月7日) では、忌避裁判で10項目の尋問に回答し、第2回 (1561年11月10日) では、裁判官の事情聴取に応じ、第3回 (1562年9月22日) では、保証証人として20項目の尋問に、第4回 (1562年9月25日) では、間接証人として23項目の尋問に、夫々回答しているが⁸¹⁾、内容はどれもカランサとの友誼を反映して、彼に有利なものであったことは勿論である。

(2) ドミンゴ・デ・ソート (1495—1560)⁸²⁾。ドミニコ修道会士で神学者・法学者として著名なソートは、カランサと共にトリエント公会議に参加し、そこで検閲関係の業務を共同で行なったカランサの友人である。ソートが批判したフランシスコ修道会士フェルス (Johannes Ferus) を擁護して別のフランシスコ修道会士メディーナ (Miguel de Medina) が反批判を加えたとき、カランサは異端審問所に働きかけて、メディーナの著書を異端書として摘発させて援護射撃をしたことがあり、今度はソートが自分を援助してくれると期待していた。ところが、ソートは不本意とはいえ『註解』の検閲を行ないバルデスに手を貸すことになった。カランサは1558年12月8日付の書簡で、ソートの行為を激しく難詰している。

テレチェアは、ソートはカランサとの友誼と絶大な権力を握るバルデスの圧力との板挟みとなって、検閲業務の辞退を望んだが、ソートによる検閲の必要性を強く説くカーノの進言を受けたバルデスが受諾を強要したために、止むなく引受けたのだ、と好意的な解釈を下している⁸³⁾。

(3) フランシスコ・デ・ナバーラ (1498頃—1563)⁸⁴⁾。バダホス司教 (1545—56)、パレンシア大司教 (1555—63) を務めたナバーラは、カランサとはバリャドリーの異端審問所で共に検閲業務に従事し、トリエント公会議にも同行した間柄である。彼がカランサと親しかったことは、カランサがトレード大司教職を提供されて最初に断わったときに代わりに推薦したのがナバーラであったことから明らかである。カランサ裁判では、保証証人として87項目の尋問、間接証人として47項目の尋問、非難証人として28項目の尋問、に夫々回答している⁸⁵⁾。

(4) アンドレス・クエスタ (†1564)⁸⁶⁾。神学者でレオン司教 (1557—64) を務めたクエスタは、カランサとバルデスの双方から依頼されて、『註解』についての意見書を作成している (1558年2

月28日)。ここでは、『註解』が「健全な熱意に溢れ、正統的な意見を主張している」と論評し、10月24日にこの評価を再確認した。60年1月15日には第2回の意見書を提出しているが、これも第1回と同様に『註解』に好意的な内容となっている。

テレチェアは、多くの高位聖職者が最初は『註解』に好意的でありながら、後にこれを翻して『註解』を弾劾したのにひきかえ、クエスタの姿勢は首尾一貫している、と高く評価している⁸⁷⁾。

(5) メルチョール・カーノ (1509—60)⁸⁸⁾。カランサが「主要な敵」と呼んだドミニコ修道会士の神学者カーノとカランサとの対立原因としては、修道会内部での勢力争い(カランサ派 *carrancistas* とカーノ派 *canistas* の対立)、とりわけ管区長職をめぐる両者の対立が挙げられてきたが、テレチェアは、両者の対立原因をかかるとのみに還元することなく、それは両者の対立を強化したにすぎない、として根本的原因を別に求める。彼は、両者をともに熟知していた2人のドミニコ修道会士の証言を根拠として、カランサは徳を重んずる信仰心篤き修道士であったが、カーノはそうではなかった、と述べて、両者の聖職者としての性格の相違を対立原因として指摘する。かくしてテレチェアは、聖職者・神学者としてのカーノを著しく低く評価し、それを通じて対立の責任を殆ど一方的にカーノに帰そうとするかのようなのである。テレチェアは、カーノがカランサへの敵意を共有するバルデスと結託して遺恨を晴らそうとした、すなわちカーノは異端審問長官としてのバルデスの強大な権力を、バルデスはカーノの神学者としての権威を、夫々互いに利用し合い、カランサ失脚を企てたのだ、と述べカランサ裁判を一種の陰謀と見做す立場に立っている⁸⁹⁾。

(6) ディエゴ・ヒメネス⁹⁰⁾。ヒメネスは1550年頃からカランサの付き人となったドミニコ修道会士であり、カランサ裁判文書には4回登場してくる。第1回(1559年11月3日)は、忌避裁判で16項目の尋問に、第2回(1562年10月6日)は、保証証人として43項目の尋問に、第3回(1562年10月7日)は、間接証人として20項目の尋問に、第4回(1562年10月8日)は、非難証人として36項目の尋問に、夫々回答している⁹¹⁾。

こうした裁判の表舞台での活動の他に、ヒメネスがカランサ救援のために、ローマのドミニコ修道会副総長マンリーケ(Tomás Manrique)、ソート、枢機卿カラーファ(Antonio Carafa)など様々な人々に働きかけていることが知られる。

テレチェアは、ヒメネスがカランサの最も身近にいた人物であること、カランサ救出の行動に見られる「模範的な誠実さと勇氣」をもっていることによって、あらゆる異議を超越した(*omni exceptione maior*)優先的証人である、とヒメネスを評価している⁹²⁾。

(7) カルロス・デ・セーソ(1515—1559)⁹³⁾。セーソは北イタリアの生まれであるがスペインに來住し、1550年イタリアに一時戻ったときにプロテスタントの教義に共鳴し、スペインにそれを移植したとされている人物で、いわゆるバリャドリーのプロテスタントグループの指導者の一人であり、1558年逮捕され、翌年10月焚刑に処せられた。

セーソの証言(1558年6月30日)⁹⁴⁾は、1554年5月のカランサとの会見の様態を語っており、自分が煉獄は存在しないと行ったが、カランサはこれに反論も非難もしなかった、という主旨のこと

を述べているが、これが第1回起訴の第5項⁹⁵⁾の内容を成している。

テレチェアは、セーソ周辺の異端者やカランサ周辺の聖職者など合計16人のこの会見についての証言を検討し、それらがすべて伝聞であるとして、結局当事者のセーソとカランサの2人の証言のみが検討に値するとした上で、セーソの証言を分析してそれが虚偽を述べている、と断定している。真相は、セーソがカランサに、自己の考えを明さずに煉獄についての意見を求め、カランサが地獄・天国・煉獄といった死後の三つの場所について語ったにすぎないにも拘らず、セーソは恰かもカランサが自分の考えに同調したかの如く繕い、カランサの権威を利用しようとした、とテレチェアは推論している⁹⁶⁾。

(8) アントニオ・デ・サント＝ドミンゴ (Antonio de Santo Domingo) とフワン・デ・ラ＝ペーニャ (Juan de la Peña)⁹⁷⁾。1558年12月19日、検察官ラミーレスは、サント＝ドミンゴやペーニャなどのドミニコ修道会士たちが、ルター派異端者に援助を与えたり、カランサの著作の検閲人に圧力を加えたり、異端審問所の活動を誹謗したりしていることなどを指摘して、ソート、カーノら11人から事情を聴取するようバリャドリーの異端審問所の審問官に要求しているが、このうち5人の調書をテレチェアは活字化している。バルデスはペーニャを呼びつけ、異端審問会議成員の面前で「異端審問所は異端者のみでなく、その援助者をも罰するのだ」と威嚇した、といわれる⁹⁸⁾。以上の事実は、カランサ逮捕前に、その周辺でそれを阻止せんとする動きがあったこと、また同時にその動き牽制しようとする動きも見られたことを物語っており、カランサ裁判に至る前の前哨戦の一端を窺わせる。

(9) ドミンゴ・デ・ローハス (†1559)。テレチェアの論文「カランサ裁判の法的序説」⁹⁹⁾はカランサ投獄までの経過を、裁判文書中の多くの証言の丹念な分析によって克明に辿った力作であるが、その内容を全面的に紹介するのは紙幅の都合上無理なので、ここでは、証人のローハス (Domingo de Rojas) に焦点を絞って見ていくことにしたい¹⁰⁰⁾。ローハスを取上げるのは、第1回の起訴状に登場する23人の証人のうちでローハスは8項目に名を挙げられていて、他の証人を大きく引離しており、最も重要な証人であると見做し得るからである。

ローハスはポーサ (Poza) 侯の息という貴頭の出であり、ドミニコ修道会士でカランサの教え子の一人であったが、バリャドリーのルター派グループに加わり、1558年5月セーソと共に捕えられ、翌年10月8日に火刑に処せられた。その間、彼は多くの陳述を行なっている。1558年5月13日、8月20・23日の証言では、師であるカランサは自分と同じ見解ではない、煉獄の存在を認めているなどと述べているが、やがて12月12日の証言から微妙な変化を見せ、12月12日の証言では「私がルター一の『キリスト者の自由』を読んだとき、そこに曾てカランサが説教するのを聞いた多くの事柄を見出した」と、カランサの異端性を強く示唆するに至る¹⁰¹⁾。翌1559年4月10日の証言では、カランサが煉獄の存在を否定したこと、神は業わざではなくキリストを通して我々に聖寵を与えると述べたこと、などカランサの異端性を決定づけるような内容の陳述を行ない、7月20日には『註解』の20箇所余りに註釈を加え、それらをすべてルター派の教義と結びつける意見書を、8月17日にもルター

の教義を8項目にまとめて、それと『註解』の中の文章との類似性を指摘する意見書を、夫々提出している¹⁰²⁾。しかし、火刑に処せられる前日の10月7日には異端審問所書記を呼び寄せ、「私がカランサを知って以来、ローマ教会、すべての公会議、教理決定、法に照らして正統でないことは、彼から学ばなかった」と告白している¹⁰³⁾。

テレチェアは、「死にゆく者の為すことは常に尊重さるべきで絶対的である」として、何よりもこの死の直前の最後の述懐を重視し、それ以前のカランサの異端性を指摘する証言は虚偽である、と断定している¹⁰⁴⁾。このように、カランサ逮捕の原因を提供したバリャドリートの異端者たちの証言を詳細に分析することによってその虚偽性を暴き、カランサ裁判の不当性を論証していくというこの論文で用いられた方法は、裁判文書の分析に基づく起訴事項の論破というその後の方法の原型を成している、ということができる。

(10) カール5世(1500—1558)¹⁰⁵⁾。クスコ司教職・カナリアス司教職・王太子フェリーペの聴罪師職の提供、帝国代表神学者としてのトリエント公会議への派遣などから見て、カランサがカール5世から重用されていたことは明らかであるが、カランサ裁判との関係からいえば、サン＝ユステ(San Yuste)修道院でのカール臨終に立会った際のカランサの言動が焦点となっている。

第1回起訴の第9項、第2回起訴の第9項は¹⁰⁴⁾、何れもカールの名前こそ明示していないが、明らかにその臨終の際のカランサの言動に触れており、前者ではカランサがキリストが全ての罪を贖ったのでそれ以外の罪はあり得ない、と述べたこと、後者では告解をさせずに何度も秘蹟によって赦免したこと、を指摘している。この起訴事項の根拠となったのは、サン＝ユステ修道院が所属するヒエロニムス修道会の2人の修道士の証言¹⁰⁷⁾であるが、彼らはカールの臨終の現場証人であって、12月9日と26日に別個に異端審問所へ赴き、カランサを告発したのである。

テレチェアは、カランサ自身の弁明の分析、弁護側証人と検察側証人の証言の比較検討によって、カランサの言葉には異端的なものは何も立証されない、として起訴事項を根拠のないものと結論している¹⁰⁸⁾。

(11) フワン・デ・バルデス(1505頃—1541)¹⁰⁹⁾。第1回起訴には、カランサが多くの誤謬・異端、ルターやカルヴァンの主要な教義を含む或る文書を弟子たちに聖書理解のために神学講義において配布した(第6項)、或る者に或る事柄について見解を求め、この者からルター、カルヴァンの多くの教義を含む書状を受取った(第23項)という項目がある¹¹⁰⁾。これはカランサが、神学者・文学者・聖書註釈者として知られる J. de バルデスに神学的事柄について照会する書簡を送り、後者は自著『神学的考察百十篇』¹¹¹⁾の第65章を書抜いてカランサに与え、カランサはこれを講義のときに弟子たちに配布したという容疑を示しているのだが、テレチェアはこれが事実無根であることを論証していく。

まず第6項については、カランサの弟子ラ＝クルスの証言¹¹²⁾によって、カランサが講義中に文書を与えた例はないこと、「或る文書」はトリエント公会議参加のために不在であったカランサの僧房にラ＝クルスが入り込み、師に無断で机上の書類の一部を転写し、これを仲間に流布したもの

であること、を明らかにする。これが第6項の如き誤解を生ずるに至ったのは、ローハスの作為による所が大きい。すなわち、彼はセーンがイタリアから持帰った『神学的考察』を見ており、ラクルスの文書を見たときにそれがこの著書の一部であることを知った。そこで、この文書を書簡に改作し、カランサがそれを J. de バルデスから入手し、講義中に配布した、と証言したというのである。従って異端の教説の流布という第6項の罪状は、カランサの関知せぬ冤罪であることになる。

第23項については、ローマでの裁判におけるカランサの陳述¹¹³⁾が真相解明の手掛りとなる。それによると J. de バルデスは異端審問官であったカランサの叔父の家に入出入していたので若い頃の知己ではあるが、その後の交わりは散発的であり、公会議出席のためにイタリアへ赴いたときも会っておらず、書簡で神学上の質問をしたこともないが、イタリアで J. de バルデスの友人から文書を手渡されたことはある。しかしその内容は記憶に定かでなく、また記憶に値する内容でもなかった。この文書を講義で読み上げたことも、配布したこともない、という。これによれば、異端者との意図的接触や異端文書の意図的入手という第23項の容疑も解消することになる。

こうしてテレチェアは、メネデス＝ペラーヨがカランサの異端性の根拠の一つに挙げている¹¹⁴⁾ 異端文書の入手と流布という罪状を無実であると否定するのである¹¹⁵⁾。

〔4〕 カランサの生涯の諸時期に関する研究

上記のテーマについてのテレチェアの諸研究を、扱われている時期の順序に従って紹介していく。

(1) カランサの家系¹¹⁶⁾。カランサ逮捕後、異端審問会議の命令でカラオーラの異端審問所がカランサの家系調査を行ない、その報告書が1559年11月10日付で提出された。これによるとカランサ家は元来ビスカヤ地方のカランサ谷の出身で、祖父・父ともに獣医、父方は証明書もちのイダルゴで母方は自由農民であり、血統的にはユダヤ人の血も、モーロ人の血も流れていない、という。

テレチェアは、カランサの中に異教徒の血を探りあてて、攻撃材料を増やそうとした異端審問所の目論見はこれによって崩れた、と結んでいる。

(2) 異端審問所顧問としてのカランサ¹¹⁷⁾。外国で印刷された聖書がスペインに流入し、その中にはプロテスタント的傾向を包含しているものもあって、1552年頃から規制の動きが表面化し、54年にはバリャドリーで異端審問所によって聖書諸版の検閲書が作成された。テレチェアはこの原本(従来は1562年のヴェネツィア版が知られていた)を発見し、これを活字化している。同時に、カランサが検閲書作成に重要な役割を果たしたことを、ローマでの裁判におけるカランサの陳述によって明らかにしている。

(3) バリャドリーのプロテスタント異端とカランサ¹¹⁸⁾。1558年のバリャドリーの異端の摘発によって湧き上がった宗教的熱狂状態の中で、冷静になるようカランサが訴えかけたことを既述の1558年のバリャドリーでの説教や数日後のトレードでの大司教就任説教を引用して、述べている。

(4) 逮捕直前のカランサ¹¹⁹⁾。1559年8月3日付の王女フワナのカランサ宛書簡は、フェリーペ

2世の帰国予定を告げてバリャドリーへの到来を促している。これは異端審問所の差金による異なのだが、ともかくもカランサは12日にマドリードを発ち、16日にバリャドリーに到着する。そして23日には逮捕されるのだが、テレチュアは賄方コレア (Tomás Correa) の支出簿を活字化して、カランサとその召使など総勢49人のこの旅行での経費を示している。当時の旅の一端が窺われる興味深い史料である。

(5) カランサ裁判をめぐるフェリーペ2世とバルデス¹²⁰⁾。両者が発信人・受信人となった書簡21通が活字化されているが、カランサ関係ではそれらから次の諸事実が知られる。カランサ逮捕に踏み切るか否かで意見の分裂した異端審問会議から裁可を求められたフェリーペが、決断を下さずに会議に決定を委ねていること (1559年6月2日付書簡)。バルデスの甥がパウルス4世と会見したこと、また教皇に働きかけて、ローマにきたカランサの友人と接触したアレッサンドリア枢機卿 (後のピウス5世) を譴責させたこと (同8月19日付書簡)。在ローマ国王使節バルガス (Francisco Vargas) が、カランサ裁判からの疎外を感じていたピウス4世を説得して、ローマ移送までは裁判に干渉しないことを約束させたこと (1561年6月18日付書簡)¹²¹⁾。これらが示す異端審問長官、国王、教皇、国王使節の連携が、神への奉仕が国王・国家への奉仕及び異端審問所への畏敬と同一視されるというメカニズムを生み出したことを、テレチュアは指摘している。

(6) 忌避裁判中のカランサ¹²²⁾。カランサが検察官のカミーノから、1554年に覚書を手渡され、これをフェリーペに取次いだことは既述したが、カミーノは1559年12月24日の証言でこれを否定した。照会をうけたフェリーペは覚書の受取を認めたが、その筆者については知らないと回答した (60年1月12日)。この覚書の内容は、異端審問長官バルデスによる無能な人間の任命、異端審問官の間の序列の無視、身内の採用など、を指摘してバルデスを批判するものであった。カランサの申立は、バルデスの異端審問官としての不適格性を論証する一環としてなされたものであるが、同時にカミーノとバルデスとの分断を図ったものとも考えられる。

(7) 獄中の病身のカランサ¹²³⁾。1562年4月23日カランサ担当の獄吏から、カランサの病気についての報告があり、2人の医師が呼ばれ治療にあたったが、8月27日同じ2人の医師が継続診療の必要性を裁判官に報告している。9月には2度に亘って裁判官がカランサを訪ずれているが、10月15日には彼らは病気が相当回復したことを確認している¹²⁴⁾。

以上の如き事実を裁判文書から明らかにして、テレチュアは、被告の病気の場合には異端審問所付の医師の他に、外部の医師に委嘱する場合もあったことを指摘している。

(8) トリエント公会議 (1563)¹²⁵⁾。カランサ裁判文書に含まれるトリエント公会議関係の1563年の書簡など54篇の史料が活字化されているが、カランサに直接関係するものは少ない。或る書簡からは、公会議における最大のカランサ擁護者がブラーが大司教 (葡) であったこと、彼の最大の論敵がレリダ (Lérida) 司教であったことが判明する。またカランサ支援を訴えたスペインの司教達が公会議列席の教皇特使に宛てた覚書も見られる¹²⁶⁾。

(9) 教皇への訴え (1564)¹²⁷⁾。1564年3月20日付の教皇宛のカランサの書簡は、それまでの裁判

の経過をカランサ側の立場から要約して、その不当性を訴えているが、理由として挙げられているのは、1559年のパウルス4世の小勅書は十分な嫌疑と逃亡の危険のある場合のみ逮捕を認めているが、カランサの場合はこれに該当せず、しかも小勅書は逮捕3日前の教皇の死によって失効している、依頼した弁護士4人のうち2人を裁判官が拒否した、裁判が教会法に基づいてなされておらず、事実上異端審問会議の指揮下で進行している、などであり、テレチェアはこれらがすべて事実を即した正当な訴えである、と見做している。

(10) トレードの検閲 (1571)¹²⁸⁾。1570年1月14日、教皇ピウス5世は新たに3人の検閲人を任命したが、その内の一人が1569年に教皇庁内赦院・異端審問所付の神学者となったイエズス会士トレードであり、彼は『註解』の170の提題について検閲を委ねられたが、その内31を取上げ、評価を加えている。テレチェアはこれを活字化し、それが大旨カランサに好意的であるとした上で、それをカーノの検閲と比較して、カーノがルター主義とイルミニスモを見ている所に、トレードは正統的意味を証明しているとして、その原因を1558—59年のスペインにおいてプロテスタンティズムとアルンブラード派によって脅威に曝されていた正統信仰の守り手としての自覚をもったカーノと、それとは無関係な1570年のローマにおける冷静な神学者としてのトレードとの違いによるものと考えている。その他、在ローマ国王使節スニガが、トレードを検閲人から外すよう教皇に働きかけているなどスペイン側の妨害工作も明らかにしている。

(11) カランサ裁判におけるスペインとローマ¹²⁹⁾。カランサ裁判の裁判権をめぐるスペインとローマとの確執は、スペイン異端審問制の性格規定に重大な問題を投げかけている。そもそもスペインでカランサに対する裁判が可能となったのは、既述のように司教に対する裁判権を専有する教皇がその権限を譲与したからに他ならず、その際最終的判決権が教皇に留保されていたことは1558年1月7日のパウルス4世の小勅書が明示しており、ピウス4世も1560年7月3日付の小勅書でこれを確認している。その後、トレード大司教の収入を手中にするためにフェリーペ2世が裁判を引延ばしている、という主旨の1562年7月27日の教皇特使の報告などがあり、教皇は裁判移送の必要を痛感するようになったが、フェリーペ側の圧力もあり、結局1565年教皇特使ブオンコンパーニ(Ugo Buoncompagni)が教皇の名代としてスペインに赴いて判決を下すことで妥協が成った。しかし、その実現前にピウス4世は死去し、次の教皇ピウス5世はブオンコンパーニの報告に動かされて、ついにローマに裁判を移送させた。ローマでは、4人の枢機卿と、夫々6人のローマ側とスペイン側の顧問から成る特別委員会が設置され、審理にあたったが、ピウス5世は判決を下す前に死没し、次のグレゴリウス13世(ブオンコンパーニ)は、スペイン側の働きかけで4人のスペイン人神学者を委員会に加えて、審理をすすめる、1576年7月14日に最終判決を下した。

カランサ裁判の経過を、スペインとローマとの関係を軸に辿った後に、テレチェアは、異端審問制が事実上ローマから独立し、スペイン教会全体を支配し、王権は異端審問制の強大な権威を利用した、と述べ、カランサ裁判を素材として、異端審問制の王権・国家との癒着を明らかにしている。

(12) ローマでの最終判決 (1576)¹³⁰⁾。テレチェアはローマでの最終判決の原文を活字化し、解説を加えているが、判決の主文は、カランサはルター、エコランパディウス、ブーツァー、メランヒトンなどの原文を入手してノートに転写して講義に利用し、しかもそれが教え子の手には渡らないよう配慮することを怠った、プロテスタント的表現を使用した、『註解』ではプロテスタントとカトリック教会との論争点が不十分かつ曖昧に表現されている、といった点を挙げて、カランサには「著しく異端の疑いがある」(vehementer suspectum de haeresibus) とし、かかる嫌疑を惹起する原因となる誤謬を誓絶し撤回することを命じている。誤謬は新旧両教の教義上の論争点となった事柄で、16項目に整理されている。カランサへの処罰は、かかる誤謬誓絶の他に、少なくとも5年間のトレード大司教職停職処分、ドミニコ修道会修道院への蟄居、『註解』の所持・印刷の禁止などとなっている。

テレチェアはこの判決が、結局は疑いを指摘するに留まっていることを確認した上で、それが表現上の欠陥や文脈から切離された曖昧な語句を根拠としている、と批判し、更にそれがスペインの外交的圧力や判決の政治的影響への配慮といった、信仰そのものとは無縁な次元の問題に影響されていることを指摘している。

IV

以上、テレチェアによるカランサ研究を紹介してきたが、まず一人の研究者が、バルトロメ・カランサという一人の人物にこれほど傾倒し、多大なエネルギーを傾注して多面的な角度から照射し、その人物の信仰・著作・生涯を浮彫にしようとしている姿は、瞠目に値する。一体何がテレチェアをこれ程までにカランサ研究に駆立てているのか、その動機は余人には判らない部分もあるが、一つには彼の師マラニョン (G. Marañon) の影響があることは確かである。テレチェアが刊行したカランサ裁判文書6巻がマラニョンに献呈されており、1958年の王立歴史学会でのテレチェアの研究発表の際のマラニョンの紹介が、裁判文書刊本第1巻の序文として掲載されていることから見ても両者の間の緊密な師弟関係が想像されるのだが、この序文¹³¹⁾でマラニョンはカランサ裁判の真実解明が重要な課題であることを指摘している。テレチェアがマラニョン (テレチェアは「我が第一の師」と呼んでいる)¹³²⁾のかかる問題意識を継承していることは確実であろう。

もう一つには、ローマでのカランサとの出会いがある。テレチェアは1951年からグレゴリアナ大学に留学していたが、余暇を見つけてはローマにある大図書館を次々と訪ずれていた。1952年3月7日、Vallicellana 図書館で偶々手にしたカランサの古文書に興味を惹かれ、同時にそれが未開拓な分野であることに気づき、カランサ研究に取組もうと決意した、という¹³³⁾。

さて、こうして始められ、今日まで30年以上に亘って続けられてきているテレチェアのカランサ研究は、一体何を目的としている、といえようか。テレチェアより前のカランサ研究史を辿った際、我々はカランサとカランサ裁判をめぐる立場を、カランサ=正統・カランサ裁判不当説とカランサ=異端・カランサ裁判正当説に大別しておいた。今までの紹介から、テレチェアが前者の立場に属

していることは改めていうまでもなからう。かかる点を踏まえて、彼のカランサ研究を捉え直すと、余り本質的でない問題を扱った少数の論稿を除けば、そのすべてがかかる基本的提題の証明に向けられている、ということが理解される。以下、この点を見ていこう。

カランサ裁判文書の公刊は、この裁判を研究するための基礎史料としての裁判記録の公刊であるが、かかる作業に取組んだ理由としては、この史料がその存在は知られながら、必ずしも十分には利用されてこなかったという事実があったであろう。例えば、テレチェアがしばしばその著作の中で言及し、その誤謬・偏見を鋭く衝いているメネンデス＝ペラーヨに関して、テレチェアはマラニョンからの伝聞として彼がカランサ裁判文書に僅か2週間程の間、目を通したにすぎないことを指摘し、その不十分性を批判しているのである¹³⁴。かかる点はカランサの著作についても同様であり、従来は主著『註解』など僅かなものが知られているにすぎなかったが、テレチェアは Vallicellana 図書館などが所蔵するカランサの手稿を基にして、カランサの作品の活字化を進めている。

このように、カランサ裁判文書やカランサの著作といった根本史料を公刊する背景には、かかる史料を虚心に徹底的に分析しさえすれば、メネンデスの如き謬見は避けられ、カランサの信仰の正統性と裁判の不当性が実証される筈だという、強固な確信が横たわっているものと推測される。事実テレチェアは、カランサの著作の検討によって、カランサは異端者でないことは勿論、守旧的な教会人でもなく、真摯な教会改革者であった、というカランサの人物像を提示しているのである。

次にカランサをめぐる諸人物についての研究にしても、とくにカランサ裁判に登場する人々に焦点を合わせて、カランサを擁護する人々については、その証言・検閲報告書の信憑性を補強し、場合によってはカランサ弁護にかける誠実な姿勢を称揚し、逆にカランサに不利な証言をしたり、不利な検閲報告書を提出したりした人々に対しては、その証言の虚偽性を厳しく剔抉し、その検閲の一面性や不公正を曝き、更に起訴事項についてもその誤謬・不当性・無根拠性を至細に論証していき、総じてカランサ裁判が、カランサに悪意と遺恨をもつ人々によって、無辜のカランサに対して仕掛けられた壮大な陰謀劇であったことをテレチェアは主張しているのである。

更にカランサの生涯の諸時期に関する研究にしても、カランサが生涯の諸時期に検閲など異端対策の業務に携わったこと、異端擁護とされる説教も、カランサが宗教的熱狂とは無縁な冷静な眼をもった聖職者であったことを示すにすぎないこと、などが明らかにされているが、とくに注目されるのはローマでの裁判に関する研究である。テレチェアはここで、スペイン側の教皇に対する執拗な圧力を指摘し、ローマでの裁判がかかる政治的圧力によって歪曲され、信仰そのものの問題だけに終始できず、最終判決もそれが及ぼす政治的影響に配慮した妥協的なものになってしまったことを、適確に批判しているのである。

このようにテレチェアのカランサ研究を概観してみると、彼のカランサ擁護論は、龐大な史料と手堅い論証に裏打ちされており、概して説得的である、と評価できる。しかし彼がカランサに傾倒する余り、カーノやバルデスといったカランサの敵手に対する見方が、やや手厳しくなりすぎてはいないか、という懸念も拭い難い。この点で最近のゴンサーレス＝ノバリンの研究は示唆的であ

る。彼はカランサの信仰の正統性を一応認めた上で、トリエント公会議での異端書との接触などが、功德・義化・希望の確実性についてのカランサの神学に見逃せない痕跡を残している、と含みのある評価を下している¹³⁵⁾。彼の研究の中心であるバルデスについては、バルデスがカランサ裁判に関わったのは一年にすぎないこと、異端審問制は一人の人間の意志では左右できない組織であったこと、75歳の高齢であり、既に要職に就き、蓄財もあり、枢機卿にもなっていた折、バルデスがこの上トレード大司教職を望んでいたとは考えられないことを挙げて、カランサ裁判がバルデスの策動によるものだ、とする説に批判的である¹³⁶⁾。逆に、カランサがトリエント公会議での議論を教示してセビーリャ聖堂参事会のバルデスに対する不平を煽ったこと(1553年)、異端審問会議の人事に容喙してバルデスの弟の会議入りを阻止したこと(1554年頃)、バルデスの任地不在を國務会議で批判したこと(1557年)、バルデスが国王からの借財の申出を断わったときに、強制的に取上げるよう進言したことなど(1557年)、を指摘して、最初に石を投げたのはカランサの方であるとして、両者の確執におけるカランサの非を鳴らしている¹³⁷⁾。また忌避裁判におけるカランサ側の証人の幾人かについても、彼らの信仰に問題があること、彼らとバルデスとの間に利害対立があったこと、を指摘して、その証言の信憑性に疑問を投げかけている¹³⁸⁾。

このように、現在でもテレチェアのカランサ研究に対して異論の存在することも事実であり、テレチェア説が全面的に受け入れられている訳ではない。しかし彼がカランサ研究の第一人者であることを疑う者はいないであろう。その意味で、彼の研究が今後も精力的に展開され、カランサ及びカランサ裁判に関する我々の知見を大いに豊富にしてくれることを期待したい。

〔略語表〕

- DH I Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. I. Recusación del Inquisidor General Valdés* (Archivo Documental Español, XVIII), Madrid, 1962.
- DH II Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. II. Testificaciones de cargo* (Archivo Documental Español, XIX, 1-2), Madrid, 1963.
- DH III Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. III. Testificaciones de abonos, indirectas y tachas* (Archivo Documental Español, XXII), Madrid, 1966.
- DH IV Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. IV. Audiencias I (1561-1562)* (Archivo Documental Español, XXX), Madrid, 1975.
- DH V Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. V. Audiencias II (1562-1563)* (Archivo Documental Español, XXX, 2), Madrid, 1976.
- DH VI Fray Bartolomé Carranza. *Documentos Históricos. VI. Audiencias III (1563)* (Archivo Documental Español, XXXIII), Madrid, 1981.
- ACST J.I. Tellechea Idígoras, *El arzobispo Carranza y su tiempo*, 2 tomos, Madrid, 1968.
- TR J.I. Tellechen Idígoras, *Tiempos recios. Inquisición y heterodoxias*, Salamanca, 1977.
- FBC J.I. Tellecha Idígoras, *Fray Bartolomé Carranza y el cardenal Pole. Un navarro en la restauración católica de Inglaterra (1554-1558)*, Pamplona, 1977.

1) 拙稿「カステイリャにおける異端審問制の成立」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』

第31巻, 1979年を参照。

- 2) テレチュエア=イディオゴラス (José Ignacio Tellechea Idígoras) は, 1928年サン=セバスティアン (San Sebastián) で生まれ, ビトリアの神学校で学び (1940—51), 次いでローマのグレゴリアナ大学に移り (1951—56), 神学博士と教会史学士の学位, 更にマドリード大学で哲文学学士の学位を夫々取得した。サン=セバスティアンの神学校の教会史の教授, 66年からはマドリードのイスパノ=アメリカ神学校教授となり, 66年にサラマンカ司教大学教授に就任して, 現在に至っている。
- 3) カランサの生涯については, 後出のリュレンテ, メネンデス=ペラーヨなどの著書にも記述があるが, 簡潔で要を得たものとして Tellechea Idígoras, “Carranza”, en *Diccionario de Historia Eclesiástica de España*, I, Madrid, 1972, pp.358-361 があり, 以下の記述もこれに主として依拠している。なお, テレチュエアはこの他にも, 下記の2種類の事典でカランサの項目を執筆しているが, 極く簡単なものにすぎない。 *Lexikon für Theologie und Kirche*, II, Freiburg, 1958, S.957; *New Catholic Encyclopedia*, III, New York, 1967, pp.147-148.
- 4) J.A. Llorente, *Historia crítica de la Inquisición en España*, 4 vols., Madrid, 1980 (1ª. ed. en francés, Paris, 1817-18), III, pp.127-210.
- 5) P. Sainz de Branda, *Noticias sobre la vida de Bartolomé de Carranza*, en CODOIN, t.V, Madrid, 1844, pp.389-584.
- 6) *Ibid.*, p.404.
- 7) *Ibid.*, pp.407, 445.
- 8) *Ibid.*, p.461.
- 9) M. Menéndez Pelayo, *Historia de los heterodoxos españoles*, 2 vols., (ed. BAC, tomos 150-151), Madrid, 1956 (1ª. ed., 3 vols., Madrid, 1877-80), II, pp.3-52.
- 10) *Ibid.*, pp.49-52.
- 11) H.Ch. Lea, *A History of the Inquisition of Spain*, 4 vols., New York, 1906-07, rep. 1966, II, pp. 45-88.
- 12) J. Baruzi, “Un moment de la lutte contre le Protestantisme et l’Illuminisme en Espagne au XVI^e siècle. Les Comentaros du Cardinal Carranza et la Censure de Melchor Cano”, en *Congrès d’Histoire du Christianisme. Jubilé Alfred Loisy*, t.III, Paris-Amsterdam, 1928.
- 13) V. Beltrán de Heredia, “La retracción de las censuras favorables al Catecismo en el proceso de Carranza”, *Ciencia Tomista*, 53, 1936.
- 14) *Ibid.*, pp.312-336.
- 15) B. Carranza, *Comentarios sobre el Catechismo christiano*, 2 vols., Ed. crítica y est. histórico por J.I. Tellechea Idígoras, Madrid, 1972, I, pp.6-8 に1954-71年間のテレチュエアのカランサ関係の著作54篇のリストがあり, またそれ以後1974年までについては, DH IV, XVI, n.3 に8篇のリストがある。従って74年までについては完璧に把握できるが, それ以後については偶然にその存在を知り得るのみであり, 遺漏が十分あり得ることを断わっておく。
- 16) 但し, この68篇の中には, カランサ裁判文書を素材にしてはいるが, カランサとは全く関係のないテーマを扱っているもの, 一般的テーマの中で断片的にカランサに言及しているにすぎないものなど, 直接カランサとは関係のない著作も入っており, かかるもの4篇については, 下に表題を掲げておくに留める。Tellechea, “Juan Sánchez. Apunte para la historia de un heterodoxo español (1559)”, *Boletín de la Real Academia de la Historia* [以下, BRAH と略記], 151, 1962, pp.245-255; Id., “Españoles en Lovaina en 1551-1558. Primeras noticias sobre el bayanismo”, *Revista Española de Teología* [以下, RET と略記], 23, 1963, pp.21-45; Id., “Un percance inquisitorial desconocido. Los jesuitas y la Real Pragmática de Felipe II de 1559”, *Archivum Historicum Societatis Iesu*, 34, 1965 y en TR, pp.268-271; Id., “La reacción española ante el luteranismo”, *Arbor*, n. 307-8, 1971 y *Diálogo Ecueménico*

〔以下、DE と略記〕, 6, 1975 y en TR, pp.23-32. また、イギリスの旧教復帰とカランサとの関係を扱った5篇については、直接カランサ裁判と関係なく、また別の機会に利用することも考えているので、ここでは取上げない。

- 17) DH I, Introducción general. 刊本の第3巻のみ、ヴァティカン図書館所蔵の原本を底本としている。既述の如く、テレチェア以前ではサインスが裁判文書の一部を活字化しているが、その他にシェーファーも裁判文書第1巻の中のバリャドリーのプロテスタント13人の証言を独訳し、活字化している。E. H. J. Schäfer, *Beiträge zur Geschichte des spanischen Protestantismus und der Inquisition*, 3 Bde., Gütersloh, 1902, rep. Aalen, 1969, III, S.727-812.
- 18) 写本の内容については、Menéndez Pelayo, *op. cit.*, p.4, n.1 を参照。
- 19) DH I,4
- 20) DH I,5
- 21) DH I, 7-13, 13-16, 17-18, 18-20, 29-37.
- 22) DH I, 73-81.
- 23) DH I, 69-72.
- 24) DH I, 305-339.
- 25) DH I, 340-376.
- 26) DH I, 376-382.
- 27) DH I, 383-385.
- 28) DH II, 203-210, 390-392.
- 29) DH III, 5-52.
- 30) DH III, 291-311, 311-313.
- 31) DH III, 472-482.
- 32) DH I, 3-4.
- 33) DH IV, 3-6.
- 34) DH IV, 4.
- 35) DH IV, 8-12.
- 36) DH IV, 12-13.
- 37) DH IV, 14.
- 38) DH IV, 31-32, 40-41, 48-49, 98-101.
- 39) DH IV, 114-124.
- 40) DH IV, 124-137, 139-187, 196-214.
- 41) DH IV, 381-425.
- 42) DH IV, 425-459.
- 43) DH V, 33-96.
- 44) DH V, 96-131.
- 45) DH V, 137-145, 147-155.
- 46) DH V, 196-200, 239-244, 245-248.
- 47) DH V, 254-277, 277-280.
- 48) DH VI, 3-70, 75-97, 102-119.
- 49) DH VI, 126-181.
- 50) DH VI, 182-186.
- 51) DH VI, 187-222.
- 52) DH VI, 225-384.
- 53) Tellechea, "Fray Bartolomé Carranza O.P. en el Concilio de Trento. Cuatro sermones inéditos", *Annuarium historiae conciliorum*, 2,1970, pp.135-175.
- 54) *Ibid.*, p.146.
- 55) Tellechea, "Cuatro sermones inéditos de Carranza en Inglaterra", en FBC, pp.353-388.
- 56) "¿Un 'sermón de tolerancia' de Bartolomé Carranza?", *Scriptorium Victoriense* 〔以下、SV と略記〕, 10,1963 y en ACST II, 227-275.
- 57) DH II, 203-210: ACST II, 259-266.
- 58) ACST II, 242-245. 告発の原文は、DH II, 200-203; ACST II, 269-272.
- 59) ACST II, 253.
- 60) ACST II, 257-258.
- 61) Tellechea, "El 'articulus de justificatione' de Fray Bartolomé Carranza", *RET*, 15, 1955, pp.563-636.
- 62) Tellechea, "Dos textos teológicos de Carranza", *Anthologica Annua* 〔以下、AA と略記〕, 3, 1955, pp.621-707.
- 63) *Ibid.*, pp.636-637.
- 64) Tellechea, "Dos escritos ascéticos inéditos de Bartolomé Carranza. Comentario espiritual a los Salmos 122 y 141", *Archivo italiano di Storia della Pietà*, 5, 1968, pp.383-408.
- 65) Tellechea, "Un voto de Fray Bartolomé Carranza sobre el sacrificio de la Misa en el Concilio de Trento", *SV*, 5,1958, pp.99-146.
- 66) *Ibid.*, p.137.

- 67) Tellechea, *Melanchton y Carranza. Préstamos y afinidades*, Salamanca, 1979.
- 68) *Ibid.*, pp.209-215.
- 69) Tellechea, “El dominio y uso de los bienes eclesiástico según B. de Carranza”, *Revista Española de Derecho Canónico* [以下, *REDC* と略記], 9,1954, pp.725-778.
- 70) Tellechea, “Ideario ascético-pastoral de Bartolomé Carranza, OP. Estudio doctorinal de una obra inédita”, en *Las corrientes espirituales en la España del siglo XVI*, Barcelona, 1963 y en Tellechea, *El obispo ideal en el siglo de la Reforma*, Roma, 1963, pp.114-156. この著作の原文は、論文中に分断された形で活字化されている。
- 71) *Ibid.*, p.155.
- 72) Tellechea, “El formulario de visita pastoral de B. Carranza”, *AA*, 4,1956, y en *FBC*, pp.303-351.
- 73) *FBC*, pp.320-336, 337.
- 74) 前出の註15)を見よ。なお、テレチェアは『註解』の初版の写真複製版も公刊している。Fray Bartolomé Carranza de Miranda, *Comentarios al Catechismo*, Madrid, 1976.
- 75) Tellechea, “Introducción general” en Carranza, *Comentarios*, 1972, pp.89-90.
- 76) *Ibid.*, pp.87-89.
- 77) Tellechea, “Privilegios reales de impresión del Catechismo de Carranza (Londres 6 junio 1557 y Bruselas 27 julio 1557)”, en *FBC*, pp.401-407.
- 78) Tellechea, “Los «Comentarios sobre el Catechismo Christiano» de Bartolomé Carranza. Estudios sobre las correcciones autógrafas del autor (1559)”, *Bulletin Hispanique*, 51, 1959, pp.273-287.
- 79) Tellechea, *El Catechismo del Arzobispo Carranza*, Madrid, 1972.
- 80) Tellechea, “Las Casas y Carranza”, en *ACST II*, 13-62. これは、下記の2論文を改稿、合体させたものである。Id., “Bartolomé de Las Casas y Bartolomé Carranza. Una página amistosa olvidada”, *SV*, 6, 1959; Id., “Perfil americanista de fray Bartolomé Carranza, O.P.”, en *XXXVI Congreso Internacional de Americanistas*, IV, Sevilla, 1966. なお、同様の内容の論文として、Tellechea, “Las Casas y Carranza: fe y utopía”, *Revista de Occidente*, 141, 1974 y en *TR*, pp.212-227 がある。
- 81) *DH I*, 117-120; *DH II*, 182-183; *DH III*, 177-181; *DH III*, 400-404.
- 82) Tellechea, “Domingo de Soto y Bartolomé Carranza”, *Hispania Sacra* [以下, *HS* と略記], 13, 1960, y en *ACST II*, 277-313.
- 83) *ACST II*, 298-303.
- 84) Tellechea, “Francisco de Navarra, arzobispo de Valencia, amigo fiel de Carranza”, *Estudios Eclesiásticos*, 35, 1960, y en *ACST II*, 315-331.
- 85) *DH III*, 153-161, 161-165, 165-167.
- 86) Tellechea, “El obispo de León, don Andrés Cuesta y el proceso de Carranza”, *Archivos Leoneses*, 16, 1962, y en *ACST II*, 63-87.
- 87) *ACST II*, 73.
- 88) Tellechea, “Melchor Cano y Bartolomé Carranza. Dos dominicos frente a frente”, *HS*, 15, 1962 y en *ACST II*, 89-225.
- 89) *ACST II*, 99-100, 167-170.
- 90) Tellechea, “El «compañero» de Carranza, fray Diego Ximénez, O.P.”, *SV*, 17, 1970 y en *TR*, pp.111-156.
- 91) *DH I*, 83-92; *DH III*, 83-91; *DH III*, 349-356; *DH III*, 493-498.
- 92) *TR*, p.145.
- 93) Tellechea, “Don Carlos de Seso y el arzobispo Carranza. Un veronés introductor del protestantismo en España (1559)”, en *Miscellanea card. Giuseppe Siri*, Genova, 1973 y en *TR*, pp.53-110.

- 94) DH II, 44-46. 95) DH IV, 116-117.
 96) TR, pp.98-105.
 97) Tellechea, "Los amigos de Carranza, «fautores de herejía»", en *Simposio "Valdés-Salas"*, Oviedo, 1968 y en TR, pp.33-52.
 98) TR, p.43.
 99) Tellechea, "Los prolegómenos jurídicos del proceso de Carranza. El clima religioso español en 1559", *AA*, 7, 1959 y en ACST I, 103-266.
 100) ローハスに関するテレチェアの論文として, Tellechea, "Fray Domingo de Rojas, O.P., y el auto de fe de Valladolid (1559). Una reconversión de última hora", en TR, pp.238-264 がある。
 101) DH II, 62-66, 66-67, 67-69, 71. 102) DH II, 75-81, 86-104, 107-116.
 103) DH II, 122-123. 104) ACST I, 230-231.
 105) Tellechea, "Carlos V y Bartolomé Carranza", *Príncipe de Viana* [以下, PV と略記], 19, 1958 y en ACST I, 267-345. 同じテーマを, ほぼ同じ内容で扱っているものとして, Id., "Así murió el Emperador", *BRAH*, 143, 1958, pp.155-227.
 106) DH IV, 118; DH V, 198-199. 107) DH II, 160-162, 163-164.
 108) ACST I, 322.
 109) Tellechea, "Juan de Valdés y Bartolomé Carranza. La apasionante historia de un papel", *RET*, 21, 1961 y en ACST I, 349-415; Id., "Juan de Valdés y Bartolomé Carranza. Sus normas para leer Sagrada Escritura", *RET*, 22, 1962 y en ACST I, 417-462.
 110) DH IV, 117-118, 121.
 111) 『考察』についてのテレチェアの論文として, Tellechea, "Declaración inédita del Santo Patriarca Ribera sobre las Consideraciones de Juan de Valdés", *HS*, 12, 1959. pp.455-463; Id., "Las «Divinas consideraciones» de Juan de Valdés. Un manuscrito des conocido y nuevos textos valdesianos", *SV*, 13, 1967, pp.302-344 がある。
 112) DH II, 746-748. ラ = クルスについてのテレチェアの論文として, Tellechea, "Fray Luis de la Cruz, O.P. y los protestantes de Valladolid (1559). La difusión de una *Consideración* de Juan Valdés", *DE*, 9, 1974 y en TR, pp.157-193; Id., "Fray Luis de la Cruz, O.P., ¿«hereje luterano»? Fragmento de un proceso inquisitorial", en TR, pp.194-211 がある。
 113) ACST I, 403-415. 114) Menéndez Pelayo, *op. cit.*, p.51.
 115) ACST I, 401-402.
 116) Tellechea, "Informaciones genealógicas sobre el Arzobispo Carranza", *PV*, 23, 1962, pp.195-200.
 117) Tellechea, "La censura inquisitorial de Biblias (1554)", *AA*, 10, 1962, pp.89-142.
 118) Tellechea, "Textos inéditos sobre el fenómeno de los alumbrados", *Ephemerides Carmeliticae*, 13, 1962, pp.768-774.
 119) Tellechea, "Un viaje de Madrid a Valladolid en 1559. Gastos de posada según un codicilo del despensero", *BRAH*, 162, 1968, pp.249-276.
 120) Tellechea, "Felipe II y el Inquisidor General D. Fernando Valdés. Documentos inéditos", *Salmanticensis* [以下, Sa. と略記] 16, 1969, pp.329-372.
 121) *Ibid.*, docs. 15, 16, 17, 19.
 122) Tellechea, "Dos documentos para la Historia de la Inquisición española en el siglo XVI", *REDC*, 17, 1962, pp.525-544.
 123) Tellechea, "Médicos e Inquisición. Dictámenes sobre el arzobispo Carranza y otros procesados de Valladolid (1559-1562)", *Revista de Historia de la Medicina*, 12, 1973 y en TR, pp.228-237.
 124) DH IV, 367-368; DH V, 175-177, 188, 196.

